

在宅ワーク提供要件のチェック (すべて満たす必要があります)

在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。	有 ・ 無
1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応	【日中の連絡方法】 PCやスマートフォンのWEB会議機能等 ・ 電話 ・ メール その他 ()
緊急時の対応ができること。 ※事業所による定期訪問や緊急時訪問ができる地域であること。	【対応可能時間】 (~) 【対応方法】 :
疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。	確保できている ・ 確保できていない 【対応方法】 PCやスマートフォンのWEB会議機能等 電話 ・ メール ・ その他 ()
事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評等を1週間につき1回は行うこと。	できる ・ できない 【評価方法】 通所 ・ 電話 ・ PC ・ 訪問 その他 ()
原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。	できる ・ できない 【評価方法】 通所 ・ 訪問
相談支援専門員と連携し、在宅サービスを行うことがサービス等利用計画および個別支援計画へ明記してあること。	明記している ・ 明記していない